

一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会における
研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会（以下「本法人」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適切な対応に関し必要な事項を定め、もって公正な研究活動を推進し、本法人に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- 2 本法人は、二重投稿、不適切なオーサーシップその他研究倫理上不適切な行為についても、前項に準じて必要な対応を行うことができる。

(適用対象)

第3条 この規程は、本法人に所属する研究者、客員研究員、役員、職員その他本法人において研究活動に関わる全ての者に適用する。

- 2 本法人において行われた研究活動又は本法人の名義を用いて発表された研究成果に係る不正行為については、当該行為者が退職又は退任した後であっても、この規程を適用することができる。

(最高管理責任者)

第4条 本法人に、研究活動上の不正行為の防止及び対応について最終責任を負う者（最高管理責任者）を代表理事と定める。

- 2 最高管理責任者は、不正行為の防止及び対応に関し、本法人全体を統括する。

(研究倫理教育責任者)

第5条 本法人に、研究倫理教育責任者を事務局長（事務局長候補含む）と定める。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の実施、受講状況の把握その他不正行為防止

に必要な措置を行う。

(通報窓口)

第6条 本法人は、研究活動上の不正行為に関する通報又は相談を受け付けるため、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は、事務局に置く。
- 3 通報は、顕名を原則とする。ただし、匿名による通報であっても、その内容が相当の信頼性を有すると認められる場合は、これを受け付けることができる。
- 4 通報窓口担当者は、通報者、被通報者その他関係者の秘密保持に十分配慮しなければならない。

(通報者等の保護)

第7条 本法人は、通報又は相談をしたことを理由として、当該通報者又は相談者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 本法人は、悪意に基づく通報をしてはならないことを周知するものとする。
- 3 悪意に基づく通報であることが判明した場合は、本法人は必要な措置を講ずることができる。

(予備調査)

第8条 最高管理責任者は、通報を受け付けたとき、又は通報によらず不正行為の疑いがある情報を得たときは、速やかに予備調査を行うものとする。

- 2 予備調査は、通報内容の合理性、調査可能性その他本調査の要否を判断するために行う。
- 3 最高管理責任者は、予備調査の結果に基づき、本調査を行うか否かを決定する。

(本調査)

第9条 最高管理責任者は、前条第3項により必要と認めるときは、本調査を行う。

- 2 本調査を行うに当たっては、調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会は、公正かつ中立に調査を行うため、必要に応じて本法人外の有識者を含めて構成する。
- 4 被通報者には、弁明の機会を与えなければならない。

(調査委員会)

第10条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 関係資料の提出要求及び確認
- (2) 関係者からの事情聴取

- (3) 研究データ、実験ノート、記録媒体その他の証拠の確認
 - (4) 不正行為該当性の判断に関する調査
 - (5) その他必要な事項
- 2 調査委員会は、調査に当たり、関係者に対して必要な協力を求めることができる。

(調査中の措置)

第11条 最高管理責任者は、本調査の実施に当たり必要があると認めるときは、関係する研究活動の停止、研究費の使用停止、研究資料の保全その他必要な暫定措置を講ずることができる。

(認定)

第12条 最高管理責任者は、調査委員会の報告に基づき、不正行為の有無及び内容、関与した者並びにその関与の程度を認定する。

- 2 最高管理責任者は、認定結果を通報者及び被通報者に通知する。
- 3 最高管理責任者は、必要に応じて、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会その他の関係機関に報告する。

(措置)

第13条 最高管理責任者は、不正行為が認定されたときは、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 研究活動の停止又は制限
- (2) 研究費の使用停止
- (3) 研究成果の訂正、取消し又は取下げの勧告
- (4) 関係機関への報告
- (5) 就業規則その他関係規程に基づく措置
- (6) 客員研究員その他職員以外の者に対する受入取消しその他必要な措置
- (7) その他必要な措置

(不服申立て)

第14条 被通報者又は悪意に基づく通報をしたと認定された通報者は、認定結果の通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により不服申立てをすることができる。

- 2 最高管理責任者は、不服申立ての内容を審査し、再調査の可否を決定する。

(公表)

第15条 最高管理責任者は、不正行為が認定されたときは、個人情報その他保護すべき事項に配慮しつつ、必要な範囲で公表することができる。

(記録の保存)

第16条 通報、調査、認定及び措置に関する記録は、適切に保存するものとする。

(秘密保持)

第17条 通報窓口担当者、調査委員会委員その他この規程に基づく手続に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。